

第七回 参議院厚生委員会會議録第三十五号

(五六〇)

昭和二十五年四月二十八日(金曜日)

本日の會議に付した事件

○生活保護法案(内閣提出・衆議院送付)

○兒童福祉法の一部を改正する法律案(内閣提出・衆議院送付)

午前十時三十分開會

○委員(山下義信君) これより開會いたします。

生活保護法の審議を続行いたします。

○谷口彌三郎君 この生活保護法の医療扶助の問題でございしますが、これによりますと、国民健康保険のありとところは国民健康保険を利用させよう。そして若しなような場合には健康保険を利用するというようなことが出ておりますが、実際におきまして国民健康保険は御承知のようにないところも沢山ございまして、それからあります。その治療の方法が非常に違ひまして、或る場合には国民健康保険組合自身が、まづ／＼な状況になつておりますので、これはどうして健康保険によるべきものである。健康保険ならば国家がおやりになつて、それで全国同一です。これがいちばんいいのであつて、何のために国民健康保険をここに利用するといふやうなことをお出しになつておるかちやうと分りにくいのですが、その点について一つ御説明をお願いしたいと思います。

○政府委員(木村忠二郎君) 一般健康保険は、これは雇用労働者の一部に對

する医療の保険でございまして、国民一般に通じますところの医療の保険は国民健康保険の方が建前に相成つておるのであります。従ひまして厚生省といたしましてはやはり国民健康保険の方を本筋といたしまして、健康保険は従たる立場に立つていふことにいたさなければならぬやないかといふふうな考へております。實際の事情から考へますと、現在の国民健康保険を實施いたしておりますところも全国全部に亘つておるわけではございせんし、又国民健康保険自身が市町村が運営いたしておる關係から、市町村当局の熱意とか成ひはその土地の経済状態とかいふことによりまして、その非常によく行われてないところもあるといふことも御指摘のように国民健康保険そのものにつきましては非常にございがあるといふことも御指摘の通りであります。従ひましてそれらの事情から考へますれば御指摘のように考へられないこともないといふふうに考へておりますが、制度の建前から申しますと、先程申し上げましたように国民健康保険の方はその土地におきまして国民全數を對象にいたしておる。健康保険の方はそのうちの雇用労働者といふ全体の数からいたしますと、僅かな部分に相當するものを對象としておるというやうな關係から、生活保護法として考へます場合におきましては、やはり国民全數、その土地の住民全數を對象といたしておる、そのものを先ず取上げてやるのが至当ではないかと考へております。ただ御指摘の通りに国民健康保険の方は、そういうでございもございするもので、實際の運営といたしましては、勿論国民健康保険の方で健全に運営されております場合に、これは、併しそれが財政上に非常に支障がありまして、その財政的の面から保険の給付に對して制限を加へるといつたやうな面につきましては、これは最低量を確保するといふ面から第二項を活用いたしまして厚生大臣におきまして必要な指示をするといふことにいたしました方によらせる、大體健康保険の線によらせることになると思ひます。併しなから實際問題といひましては健康保険の線にできるだけ台せて貰うようにいたしたいと思つております。特に現在いたしてございするところの医療内容を低下させるといふやうなことは絶対にたさないようにするつもりであります。ただ法制の建前といたしましては、先程申しましたやうな理由によりまして、これは厚生省として考へますれば、国民健康保険の建前とするといふ以外にいたしやうがないのであります。むしろ国民健康保険の方を育成いたしまして、それが妙なことになるやうに努力しなければならぬといふふうに考へておる次第であります。

○谷口彌三郎君 只今の御趣旨はよく分るのでございますが、ただ国民健康保険はいわゆるその地方の全体を對象としておる關係上、生活保護法の方はそれを取入れるべきものであるといふ趣旨は分るのでありますが、實際におきまして国民健康保険にかつておりまして御承知のように次々と或いは解散、或いはいわゆる開店休業といふやうな状況に次々となつて参つておるわけでありまして、従つてそういう不安定なものよりか、無論將來社会保障制度ができるのか、或いは社会保険が完備した場合に国民健康保険を標本にしてやるべきものであるけれども、今現在の状況ではやはり健康保険の方が、そういうわけで止まるとかという不安もなくありますので非常によいと思つておりますが、何故それをやはりお取りになることができなかったのでしょうか。

○政府委員(木村忠二郎君) 国民健康保険の中で運営のよくないものがありますること、そして現在實際には開店休業のやうな状態にありますことは御指摘の通りでございまして、これらにつきましてはわれ／＼いたしまして、これはやはり筋は筋で通しておきまして、国民健康保険ができるだけ健全に伸びて行きますことを期待いたします。その問題につきましてはこの方の担当当局におきまして十分指導いたしましてやつて行きたいといふふうに考へております。やはり筋は筋でございまして、先程申しましたやうな筋でございまして、われ／＼いたしまして、一応の筋は通した方がよいのではなからうか。ただ實際問題といたしましては、開店休業になつておりますとこ

ろとか、或いは特別に医療内容を悪くしておきますやうなところには、われ／＼いたしましては第二項を是非とも活用いたしまして間違ひないようにいたして御趣旨に副うようにいたしたい、かやうに考へております。

○谷口彌三郎君 只今のは先は意見に亘りますから質問は国民健康保険医療問題についてはその辺で打ち切りたいと思ひます。

次にもう一つお伺ひいたしたいのは、これは指定の場合でございしますが、医療機関を指定するといふのはなしに、やはり医師、薬剤師を指定するといふ方がいろいろの点において殊に指定医を監査指導するとかいふ面になりますといふと、機関ではどうも都合が悪いし、又同様に機関にいたしますと指定を医師とする場合に比べて非常にやりにくいと思ひますが、これはどういふわけでございますか。

○政府委員(木村忠二郎君) 機関の指定につきましては、これは昨日も藤森議員の御質問がございましてお答えいたしました次第でございしますが、機関を指定するのがよいのか、或いは個人の医師を指定するのがよいのかといふ問題でございまして、これにつきましては健康保険の方におきましては一応医療を担当するものを指定することに考へております。大體個人々々の医師を指定することに相成つております。併し医療法ができました後の運営方針といたしましてはやはり医療機関が病院等でありま場合は、病院を一括して指

定する方が適當であるというのが医療担当の方の当局の御意見でございまして、われ／＼といたしましては、實際に費用を請求いたしますものは当然個々の医者でなくして、そういう場合には医療担当機関が請求する場合が普通でございまして、そういうような関係からいたしましてやはり医療担当機関として一本で見ることが普通ではなからうかというふうな考えております。併しなからそういう病院等におきまして、その病院におきまして個々の医者が独立に指定を受けた方が適當であるという場合もないことはないと思ひまして、そういう場合におきましては必要に応じて個々の医者に指定することができるといふことにいたしたいというふうな考えております。現在の法の書き方によりますればどちらも指定ができることになつております。それにつきましては一応原則といたしましては、やはり病院、診療所というものを多数の医者がおります場合はその方を指定することにいたしまして、そうでない場合にその中におきます個々の医者を指定するのがよいのであります。その中に特別に技能を持つてゐる医者がおられますその個々の医者に指定するがよいという場合も實際によつてあるだらうと思ひます。これについては病院を指定すると同時に病院の中の特別の医者を指定するということもあり得るのではないかと。又病院の實際の事情等によりまして病院よりは個人の医者を指定する方がよいという場合もあるかも知れません。そういう事情に依りまして適宜やつた方がよいのではないかと、かように考えております。

○委員長(山下義信君) この際私から政府に對しまして本法の運用上に関するお考えを各委員の御意見を斟酌いたしまして伺つて置きたいと思ひます。

第一は政府は本法の周知徹底につきまして一段の努力をお計らいになり、国民の権利を保護し、遺漏なきを期せられるお考えがあらうかと。第二点は報酬の基準につきまして真に健康にして文化的な最低生活の実に副うよう定めるように努力せられるお考えがあらうかと。

第三といたしまして未亡人、母子遺族等のこれらの世帯に對しまして多年の要望に副うよう本法の運用につきまして十分に努力せられるお考えがあらうかと。

第四点といたしましては医療扶助につきまして診療内容が低下しないよう、少くとも健康保険の程度を維持するよう十分御指導、御盡力せられま

すお考えがあらうかと。

第五点といたしましては民生委員の多年の功績を認められ、又その長所をお認めになりまして、十分協力の熱意を高めるよう適切な指導方針を以て臨まれるお考えがあらうかと。

第六点といたしましては保護施設の整備強化を図り、特に宗教法人経営の施設に一段の積極化を促すよう、且つ收容保護の内容向上を図られるお考えがあらうかと。

最後に第七点といたしましては失業者につきましては労働者と緊密に連繫をされまして、本法の運用が機宜を失せざるよう留意せられるお考えがあらうかと。

以上の諸点の場合によりましては本案の附帯決議といたしたい考へであつたのでございしますが、併しながら附帯決議はいたさない慣例になつておりますので、特に質疑の形式を以ちまして政府当局の責任ある御答弁をこの機会に得て置きたいと存するのでございします。尙討論に入りましては或いは各党の代表者からこれらの点につきまして重ねて御意見があるかと存じますけれども、一応簡単に当局の御答弁を得て置きたいと存じます。

○國務大臣(林銑治君) 只今の委員長のお話のありました法を周知徹底することにつきましては、私共も十分に考慮いたさなければならぬと考へております。それはいろいろ各地を廻りまして、ときに、悲惨な事情があるという事を伺ひました。そのときは生活保護法というものが不徹底のために、そういうような問題が起きたものではなからうかと思はれる筋が多数あるものでありますから、この点につきましては、政府といたしましては全力を挙げまして、その生活保護法というものの存在と、決して今日においては生活保護法を受けない、これは当然のことであるといふ法に基きまして当然のことであるといふ心持を持つて、悲惨なことのないような場合に徹底をせしめたいと考へておるわけでありまして。

その第二点の基準の引上げの問題につきましては、私共も現在におきましてこれは十分だと考へておりません。従ひまして、今後適當な方法を探つて、決してこの基準を下げるようなことはございせん。次に物価その他

の増高がございしても、現在よりも下がるということはないに、むしろその予算その他に許しが得られるならば、これを向上せしめるように努めて参りたいと考へております。

それから第三の未亡人保護の問題は、従来からもできるだけ保護をしなければならぬことではございしますが、今後ともこれにつきましては一段の努力をいたしたいと考へております。

それから生活保護法に對しますところの内容におきまして、今後におきまして決して下げるようなことはございせん、完全な医療の治療し得られるような方向に努力いたしたいと考へております。

第五番の民生委員の協力確保の問題でございしますが、これは多年の民生委員の御功績は私共も十分に認めておるわけでありまして、今後幾らか事務的の面について民生委員の方々の却つて御負担が多いのではなからうか、そういうようなことは事務的な方に委せまして、従来の民生委員の性質は決してこれは失われないように、一段の御努力をお願いすると共に、御協力をお願いいたしまして、生活保護法の完全を期して行きたいと考へるわけでありまして。

それから第六の宗教法人の保護の施設経営の問題につきましては、社会事業の効果も挙げますために、宗教の面によつての御援助を頂くという

ことによつて全きを期するような問題が種々多いと考へますので、この点につきましては特に今後におきましても経営の上において助長いたして行きたいと考へております。尙これは宗教の方面によりましては、別途又法人のよ

うなものを組織せられて、その方面に對してはできるだけ助長、御援助申上げるようにいたしたいと考へます。

尙七点の失業者の保護の問題につきましては、昨今の事情からも考へまして、労働者等とも緊密なる打合せをいたしまして万端漏なきを期したいと考へておるわけでありまして。

○中平常太郎君 本員はこれを以て質疑を打切つて討論に入るといふ動議を提出いたします。

○委員長(山下義信君) 只今の中平委員の、質疑を打切りまして直ちに討論に入ることを動議に御異議ございせんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。それではこれより質疑を打ちまして、本案の討論に入ることになります。ちよつと申添えて置きますが、御意見のおありの方はそれ／＼賛否を明らかにしてお述べを願ひたいと思ひます。尙修正意見のおありの方は討論中にお述べを願ひたいと思ひます。

○中平常太郎君 本案は政府が相当慎重に立案をせられておりまして、多分に新らしい意味のものを盛り込んでおる。中に私共の最も感心する健康に、憲法二十五條を基礎とする健康に、文化的生活の最少数限の生活を保障する建前といたしまして、将来起るべき社会保障法の根幹をなすところのこの改正でございまして、その点は條文の上からいたしましたならば実に立派なものであると思ひます。が、この文化的なという文字の解釈は今日まで質疑の間に本員からも申しますし、他の委員からもおつしやつたので

あると考へております。併しなからそういう病院等におきまして、その病院におきまして個々の医者が独立に指定を受けた方が適當であるという場合もないことはないと思ひまして、そういう場合におきましては必要に応じて個々の医者に指定することができるといふことにいたしたいというふうな考えております。現在の法の書き方によりますればどちらも指定ができることになつております。それにつきましては一応原則といたしましては、やはり病院、診療所というものを多数の医者がおります場合はその方を指定することにいたしまして、そうでない場合にその中におきます個々の医者を指定するのがよいのであります。その中に特別に技能を持つてゐる医者がおられますその個々の医者に指定するがよいという場合も實際によつてあるだらうと思ひます。これについては病院を指定すると同時に病院の中の特別の医者を指定するということもあり得るのではないかと。又病院の實際の事情等によりまして病院よりは個人の医者を指定する方がよいという場合もあるかも知れません。そういう事情に依りまして適宜やつた方がよいのではないかと、かように考えております。

ございましたが、文化的なという文字は、これはまあ抽象的でありまして、今後の運営がどの程度の文化的なものを加味して行くか、誠に恵まれんところの階級が、敗戦によつて吐き出されておる失業者と相共に、実に困難な世相をなしておるのに、それに対してこの文化的な最低限度を維持せんとするところの生活保護法の発動というものがどんなに大切なものであり、人の生命を與るかを考えて見ますという、これは実にこの運用に對しましては、只今委員長から七つの條項を御質疑になりまして、大臣から明確なる御答弁があつたので、大要將來に對して明るい感じを持つのであります、ややともすると吏員、或いは官吏など末端に行きますというその親心を割引して、遂に市町村のごとき自治体の方に参りますという、ただ一割の負担を減つてややとしますというところの法が潰されてしまふ。私はその点に實際の経験を持つておるために痛切に感ずるのでございますが、これに對しましては只今大臣から十分な弁明があらまされたのでそれは先ず安心いたしておりますが、それでこの本案につきましてもいろいろまだ意見の存するところもございします、ここに要約いたしまして、一つの修正意見を提出いたしたいのでございます。本員から修正意見を只今朗読いたします。

一 検査
第三十八條第二項中「日常生活の用を弁ずることのできない要保護者」を「日常生活を営むことのできない要保護者」に改める。
第四十五條第三項を次のように改める。

3 都道府県知事は、前項の規定により、事業の停止を命じ、又は認可を取り消す場合には、当該保護施設の設置者又はその代理人の出頭を求めて、公開による聴聞を行わなければならない。この場合においては、聴聞をしようとする期日の十四日前までに当該処分をすべき理由、聴聞の日時及び場所を当該保護施設の設置者に通告し、且つ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

4 聴聞においては、当該保護施設の設置者又はその代理人は、自己又は本人のために釈明し、又、有利な証拠を提出することができ、

5 都道府県知事は、当該保護施設の設置者又はその代理人が正当な理由がなく聴聞に応じなかつたときは、聴聞を行わないで第二項の規定による処分をすることができ、

第六十二條に次の一項を加える。
4 市町村長は、前項の規定により保護の変更、停止又は廃止の処分をする場合には、当該被保護者に對して弁明の機会を與えなければならない。この場合においては、あらかじめ、当該処分をしようとする理由、弁明をすべき日時及び場所を通知しなければならない。

第六十四條に次の一項を加える。
3 都道府県知事は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の不服申立の期限を経過した後においてもその申立を受理することができる。

第六十六條に次の一項を加える。
3 厚生大臣は、特にやむを得ない理由があると認めるときは、第一項の不服申立の期限を経過した後においてもその申立を受理することができる。

第六十九條中「決定」を「決定又は裁決」に改め、「裁判所の上」に「行政事件訴訟特例法（昭和二十三年法律第八十一号）の定めるところにより」を加える。

第八十一條中「被保護者に」を「被保護者が未成年者又は禁治産者である場合において」に改める。
第八十四條第一項中「第二十八條第一項」を「第二十八條第一項（要保護者が違反した場合を除く）」に改める。

附則第一項を次のように改める。
1 この法律は、公布の日から施行し、昭和二十五年五月一日以降の給付について適用する。
只今朗読上げた修正意見を提出いたします。只今申上げました第八十一條中の禁治産者は準禁治産者と申しましたが、あれは禁治産者の誤りであり、

○石原幹市郎君 只今中平委員より提案されました動議に賛成いたします。
○委員長（山下義信君） 中平委員の修正案の動議が成立いたしました。従いまして中平委員の修正案をこめ、本案全体につきまして御討論を願います。
○石原幹市郎君 私も今回提案になつております生活保護法案に對しましては心から賛意を表しておるのであります、尙只今中平委員より提案になりました修正案についても賛成をいたすのであります。で、ここでこの際私は今後の本法の實施、その他等につきまして二、三の希望を申添えまして、賛成の意を表したいと思つてあります。

先程委員長から大臣に對して數項目に亘る質疑がありまして大体はよく分つたのでありますけれども、第一は私は全國民に對しまして一日も早く社会保障制度が完全に實施されることを望むのであります、殊に医療を中心とする社会保障の制度が一日も早く普及いたしまして、全國民に社会保障の制度が及びまして、この医療の扶助、こういう問題がむしろなくなつて希望するものであります。すべてが社会保障で解決する時代が来ることを希望しておるものであります、それに至つていない、現在におきましても、この社会保障とこの保護法の医療扶助、その他が競合するような場合も考えられます。これは先般私この委員会では質疑いたしました際に、大体その場合は社会保障の方でやるのだという御答弁がありましたので大体は納得いたしておるのであります、今後こういう場合等におきましてもできるだけ広くこの社会保障の精神を取入れて貰ひまして、この扶助の觀念でなく、社会保障の給付として医療の對象になりますように、今後そういう場合にはできるだけ広くこの社会保障の方の解釈をとつて頂いて、今後の運営に万全の措置をとつて貰ひたい。これが第一点であります。

それから第二は、これは先程の質疑に答へによつてよく分つたのであります、保護は申請によることを原則としておりますので、本法の實施に當りましてはその趣旨の普及に遺憾なきを期して貰ひたい。先程大臣からもお話がございましたが、新聞等を賑わしております幾多の悲惨な事例もこの保護法の存在並びに精神が十分普及徹底いたしたならば、相当さういふものが救われるのではないかと思つてあります。極端な言分でありまが、この保護法、従来の扶助法、こういうもの等についてもその存在すら知らない者が現在においてもまだ相当多いのではないかと思つてあります。この趣旨の普及と関連いたしまして濫給を防止すると共に漏給、漏れないようにこれ又十分心掛けて頂きたいと思つてあります。第三はこれ先程の質疑に答へによつて分つたのであります、法の建前は如何ようでありましようとも、本法の円滑なる運営を期しますには民生委員の協力に俟つところも極めて私は大いと思つてあります。従いまして今後の民生委員の在り方につきましても十分なる研究を政府当局におかれまして、又民間においても互いに遂げて行かなければならぬと思つてあります、今後民生委員を中心に本法の運営に遺憾なきを期して頂きたいとかように考えるものであります。

最後に如何に立派な法律ができました、こういう法律はその性質上予算を伴わなければ十分なる効果を發揮することは私ではできないと思ふのでありまして、将来とも予算の裏付け或いは今後これらの額面における増額等につきまして政府は万全の努力を期して頂きたい。以上を希望として申し上げまして、本法に對しまして全面的に賛意を表したいと思ふのであります。

○小林勝馬君 この法律案につきまして、政府当局の御答弁その他によりまして大体私共も了承したのでございす。併しこれは只今石原委員からの御説明の通り社会保障制度を一日も早く実施して頂いて、そういうものに包含して頂くことが全面的にこの運営をさして行くことになるのじやないか。尙又先程質疑のうちに委員長から質問されました点につきましても、私共としまして、今後厚生当局の運用如何にかかつて来るのじやないかということも、特にこの運用に當つては御留意を願いたい、かように考えます。私はこの法案のうちに意見として提出いたしたいのでございすが……。

○委員長(山下義信君) 修正の御意見ですか、……どうぞお述べ下さい。

○小林勝馬君 第三十四條第三項、及び第五十五條の中に「あん摩、はり、きゆう、柔道整復等」の法案中あん摩師の下にはり師、きゆう師を加えることが至当であると考えますので、今申上げた條項のうちのあん摩師の下にはり師、きゆう師を加えることを提案するものであります。それは質疑、その他の中に御説明もありましたが、あん摩師は許され、尙又柔道整復師も許されて、この法案において許されておるにも拘わらず、はり師、きゆう師が除外されておる、現実に申し上げますならば、むしろはり師、きゆう師も当然ここに加えて行くべきであると思ふのであります。政府の御説明によりまして、まだ研究がそこまで到達しておらない、乃至はり師、きゆう師に對してのいような研究の不足から、まだその域に達しておらないというやうな御説明を承つたのでございすけれども、昭和二十三年一月一日から実施されておるこの一連の法案の中にある、はり師、きゆう師に對しての政府当局が現在までとつた態度は殆んど立ち枯れで、そのまま放任しておるやうな状態でありまして、この研究、その他も何ら現在までしておらない実情であります。そうしておきながらこの法案にもそれを除外するということとは不適当ではないか。当然これは加盟として行くべきであるという見地から、この提案をいたす次第でございす。

○委員長(山下義信君) 速記止め

(速部中止)

○委員長(山下義信君) 速記をとつて……、それじや小林委員御発言下さい。

○小林勝馬君 それじや先程から申し上げました第三十四條第三項及び第五十五條のあん摩師の下にはり師、きゆう師を加えることを希望いたしましたので、本原案に賛成するものでございす。

○委員長(山下義信君) 外に御意見はございせんすか。……別に御発言もないようでございすから、討論は終結したものと認めて御異議ございせんか。

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。それでこれより採決に入ります。生活保護法案について採決いたします。先ず討論中でありました中平君の修正案を議題に供します。中平君提出の修正案に賛成の方の御起立を願います。

(総員起立)

○委員長(山下義信君) 全会一致でございす。よつて中平君提出の修正案は可決されました。

次に只今採決されました中平君の修正にかかると部分を除きまして、内閣提出、衆議院送付にかかると「生活保護法案」全部を問題に供します。修正の部分を除きまして衆議院送付案に賛成の方は御起立を願います。

(総員起立)

○委員長(山下義信君) 全会一致でございす。よつて「生活保護法案」は全会一致を以て修正可決すべきものと決定いたしました。

尙本會議における委員長の口頭報告の内容は、本院規則第四條によりまして、予め多数意見者の承認を経なければならぬことになつております。これは委員長において本案の内容、本委員会における質疑応答の要旨、討論の要旨及び表決の結果を報告することとし、御承認願うことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(山下義信君) 御異議ないと認めます。

それから本院規則第七十二條によりまして、委員長の議院に提出する報告書につきまして多数意見者の署名を附することになつておりますから、本案

を可とせられた方は順次御署名を願います。

多数意見者署名

石原幹市郎 小林 勝馬
谷口彌三郎 中平常太郎
姫井 伊介 藤森 眞治
岡元 義人 小杉 伊子

○委員長(山下義信君) 御署名漏れはございませんか。……御署名漏れはないと認めます。速記止めて……。

(速記中止)

○委員長(山下義信君) 速記を起して……。それでは暫く休憩いたします。

午前十一時二十一分休憩

午前十一時四十分開会

○委員長(山下義信君) 休憩前に引續いて再開いたします。

兒童福祉法の一部を改正する法律案を議題といたします。

速記を止めて……。

午前十一時四十一分速記中止

午後零時十四分速記開始

○委員長(山下義信君) 速記を起して……。それでは今日は、これで散会いたします。

午後零時十五分散会

出席者は左の通り。

委員長 山下 義信君

理事

委員

藤森 眞治君
岡元 義人君
中平常太郎君
姫井 伊介君
石原幹市郎君
小林 勝馬君

国務大臣 谷口彌三郎君
小杉 伊子君
厚生大臣 林 譲治君
政府委員 厚生事務官 木村忠二郎君
(社会局長) 高田 正己君
(児童局長)